

I. 実務対応報告の公表理由と対象範囲

2016年の資金決済法改正を受け、2018年3月に実務対応報告第38号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」が公表されました。しかし、その時点では仮想通貨に関連するビジネスが初期段階にあり、今後の進展を予測することは難しいことや仮想通貨の私法上の位置づけが明らかではないことを踏まえ、当面必要と考えられる最小限の取扱いのみを定め、企業が仮想通貨を発行した場合の会計処理については範囲から除外していました。

その後、2019年に金融商品取引法が改正され、いわゆる投資性ICO（Initial Coin Offering：企業等がトークンを電子的に発行して資金調達を行う行為の総称）を「電子記録移転権利」と定義し、規制対象となりましたが、それ以外のICOトークンについては、併せて改正された資金決済法上の「暗号資産」に該当する範囲において、引き続き資金決済法の規制対象に含まれることとされました。

当該ICOトークンについては、対象とする取引事例が少数であり、特に個別性が強いことも考えられる発行取引に関して、取引に対する関係者の共通認識が必ずしも定まっていないと考えられます。一方で、金融商品取引法上の電子記録移転権利については、早期に会計基準を開発する一定のニーズが存在するため、より範囲の広い「電子記録移転有価証券表示権利等」を対象として、実務対応報告第43号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」（本実務対応報告）が公表されました。

本実務対応報告は、金融庁が2018年12月に公表した「仮想通貨交換業等に関する研究会」報告書における3つの分類のうち、株式会社が発行する①投資型に該当するICOトークンを対象としています。

- ① 発行者が将来的な事業収益等を分配する債務を負っているとされるもの（投資型）
- ② 発行者が将来的に物・サービス等を提供するなど、上記以外の債務を負っているとされるもの（その他権利型）
- ③ 発行者が何ら債務を負っていないとされるもの（無権利型）

信託や組合などの会社に準ずる事業体がICOトークンを発行・保有することも考えられますが、これら事業体の会計処理は関係法令又は実務によっており、会計基準上必ずしも明らかではないため、本実務対応報告では取り扱っていません。

II. 発行の会計処理

電子記録移転有価証券表示権利等は、金融商品取引法第2条第2項に規定される「みなし有価証券」のうち、電子情報処理組織を用いて当該権利を移転することができる財産的価値に表示される場合に該当するものとされています。電子記録移転有価証券表示権利等は、その発行及び保有がいわゆるブロックチェーン技術等を用いて行われる点を除けば、従来のみなし有価証券と権利の内容は同一と考えられるため、基本的に従来のみなし有価証券の会計処理と同様に取り扱いします。

(1) 発行に伴う払込金額が負債に区分される場合

発行に伴う払込金額が負債に区分される場合には、金融負債として、「金融商品に関する会計基準」（金融商品会計基準）第7項の定めに従って、契約上の義務を生じさせる契約を締結したときに発生を認識し、同26項等の定めに従い、債務額をもって貸借対照表価額とします。

(2) 発行に伴う払込金額が純資産に区分される場合

発行に伴う払込金額が株主資本又は新株予約権に区分される場合には、その内訳項目は、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（純資産会計基準）第5項から第7項の定めに従い、「資本金」、「資本準備金」又は「新株予約権」に区分します。株主資本に区分したときの金額は会社法の規定により、新株予約権に区分したときの金額は金融商品会計基準第36項（払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する規定）等の定めに基づき算定します。

36. 転換社債型新株予約権付社債の発行に伴う払込金額は、社債の対価部分と新株予約権の対価部分とに区分せず普通社債の発行に準じて処理する方法、又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債に準じて処理する方法のいずれかにより会計処理する。

なお、有価証券を発行した場合に払込金額が負債となるのか株主資本となるのかについての明確な会計基準は存在せず、有価証券の法的形式等を勘案して、実務上の対応が行われていると考えられることから、電子記録移転有価証券表示権利等を発行した場合の払込金額の区分についても、特段の定めを置かず、現行の実務を参考にすることとされています。

III. 保有の会計処理

本実務対応報告は株式会社による会計処理のみを定めているため、金融商品会計基準上の有価証券として取り扱われない一部の信託受益権については発行の会計処理を規定していません。しかしながら、当該信託受益権を株式会社が保有する場合は想定されるため、発行の場合と異なり、保有の会計処理は金融商品会計基準上の有価証券に該当する場合と該当しない場合に分けて定められています。

(1) 金融商品会計基準上の有価証券に該当する場合

発生及び消滅の認識については、金融商品会計基準第7項から第9項及び金融商品実務指針の定めに従います。すなわち、契約上の権利を生じさせる契約を締結したときに発生を認識し、契約上の権利を行使したとき、権利を喪失したとき又は権利に対する支配が他に移転したときに消滅を認識します。

ただし、売買契約について、契約を締結した時点から電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点までの期間が短期間である場合は、金融商品実務指針第22項（約定日基準）の定めにかかわらず、契約を締結した時点で買手は発生を認識し、売手は消滅を認識します。これは、売買に係る事例が限定的である現状を踏まえると、約定日及び受渡日が明確ではない場合も生じ得ると考えらるためです。

貸借対照表価額の算定及び評価差額に係る会計処理は、従来の「みなし有価証券」を保有する場合と同様に、金融商品会計基準第15項から第22項等の定めに従って、売買目的や満期保有目的などの保有目的ごとに判断します。

(2) 金融商品会計基準上の有価証券に該当しない場合

金融商品会計基準等上の有価証券に該当しない電子記録移転有価証券表示権利等の会計処理は、金融商品実務指針及び実務対応報告第23号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」の定めに従って行います。

ただし、金融商品会計基準等上の有価証券に該当しない電子記録移転有価証券表示権利等のうち、上記実務指針等の定めに基づき、結果的に有価証券として又は有価証券に準じて取り扱うこととされているもの（たとえば合同運用の金銭の信託）についての発生及び消滅の認識は、(1)と同様に会計処理します。

IV. 開示

電子記録移転有価証券表示権利等の権利の内容は、従来のみなし有価証券と同一であると考えられることから、開示に関して、従来のみなし有価証券を発行又は保有する場合に

適用される開示の定めに従うこととされています。

- 発行の場合は、純資産会計基準、企業会計基準第6号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」等における定め
- 保有の場合は、金融商品会計基準、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」等における定め

V. 適用時期

Ⅲに記載のとおり、電子記録移転有価証券表示権利等を保有する場合の発生及び消滅の認識について、金融商品実務指針における有価証券の定めとは異なる定めを置いていることから、一定の周知期間を設けたうえで、2023年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用されます。

ただし、改正金融商品取引法は既に2020年5月より施行されており、本実務対応報告を速やかに適用することへのニーズが想定されることから、公表日（2022年8月26日）以後終了する事業年度及び四半期会計期間から早期適用することが認められます。

VI. その他の論点

本実務対応報告の対象外とされた資金決済法上の暗号資産に該当するICOトークンの発行・保有に係る会計上の取扱いについては、2022年3月に論点整理が公表されており、現在ASBJで指針の開発が進められています。

また、法定通貨の価値と連動した価格で発行され、発行価格と同額で償還されるステーブルコイン（USDT、USDC など）についても、今後、送金・決済手段としての利用が広がっていくことが想定されるため、資金決済法上の「電子決済手段」と定義され、同様の検討が始まりました。

金融のデジタル化が急速に進む中で、財務諸表作成者・利用者ともに、会計上の取扱いの整備に対するニーズが高まっており、なるべく早い段階での指針の公表が期待されます。

ご質問等は下記までお願いいたします

メール : research@seiwa-audit.or.jp

ウェブサイト : rsm.global/japan/audit/contact